

参考資料

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和 7 年 9 月 22 日付託分)

附 屬 資 料

くらし安全防災局

目 次

ページ

- |  |   |
|--|---|
| 1 神奈川県犯罪被害者等支援条例 新旧対照表.....            | 1 |
| 2 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 新旧対照表..... | 3 |
| 3 神奈川県消費生活条例 新旧対照表 .....               | 5 |

1 神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年神奈川県条例第3号）新旧対照表

改 正	現 行
(定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) <u>児童等 次に掲げる者をいう。</u> ア <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒</u> イ <u>18歳未満の者（アに該当する者を除く。）</u> (9) <u>学校設置者等 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者をいう。</u>  (基本理念)  第3条 犯罪被害者等支援は、 <u>全て</u> の犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。	(定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (新規)
2 犯罪被害者等支援は、 <u>全て</u> の県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。	2 犯罪被害者等支援は、 <u>すべて</u> の県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等、 <u>国、市町村</u> その他犯罪被害者等支援に関する機関が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。	3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び <u>市町村</u> が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

改 正	現 行
(児童等に対する配慮)	(新規)
第16条 県は、学校設置者等と連携し、犯罪被害者等である児童等が安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようするために、当該児童等の年齢、発達の程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。	
第17条・第18条 (略) (県民の理解の促進)	第16条・第17条 (略) (県民の理解の促進)
第19条 (略) 2 県は、学校設置者等と連携し、児童等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についてその年齢及び発達の程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。	第18条 (略) (新規)
第20条 (略) (推進体制の整備)	第19条 (略) (推進体制の整備)
第21条 県は、県民等、国、市町村その他犯罪被害者等支援に関する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。 2 (略)	第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。 2 (略)
第22条・第23条 (略)	第21条・第22条 (略)

## 2 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
(家族等における交通安全教育等)	(家庭における交通安全教育等)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 高齢者(70歳以上の者をいう。)の家族又は同居者は、当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。	2 高齢者(70歳以上の者をいう。)と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。
(乗車用ヘルメットの着用促進等)	(新規)
第13条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。	
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
(1) 自転車利用者の家族又は同居者 その自転車利用者	
(2) 県が設置する学校等以外の学校等の設置者 通学に自転車を利用する児童(法第14条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。)、生徒又は学生	
(3) 事業者 通勤に自転車を利用し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員	
(4) 自転車の小売、整備又は修理を業とする者(以下「自転車小売等業者」という。) その自転車小売等業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等業者に自転車の整備若しくは修理を依頼する者	
(5) 自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)等 その自転車を借り受ける者	
3 交通安全団体は、その活動の機会を通じて、自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促すとともに、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
(交通事故の防止のための措置等)	(交通事故の防止のための措置等)
第14条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。	第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のた

改 正	現 行
2 保護者は、幼児（法第14条第3項に規定する幼児をいう。以下同じ。）若しくは児童が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、法第63条の11に規定する乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。	めの措置を講ずるよう努めなければならない。 2 保護者は、幼児（法第14条第3項に規定する幼児をいう。以下同じ。）若しくは児童 <u>（同項に規定する児童をいう。以下同じ。）</u> が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、法第63条の11に規定する乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。
3 (略)	3 (略)
第15条 (略) (安全で適正な利用に係る情報提供)	第14条 (略) (安全で適正な利用に係る情報提供)
第16条 自転車小売等業者及び自転車貸付業者は、その客に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。	第15条 <u>自転車の小売、整備又は修理を業とする者</u> （以下「 <u>自転車小売等業者</u> 」という。）及び自転車貸付業者は、その客に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。
第17条～第19条 (略)	第16条～第18条 (略)

3 神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
(事業者の責務等)	(事業者の責務等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 事業者は、その <u>提供する商品等</u> について消費者の安全を確保するとともに、その取り扱う商品等について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。	2 事業者は、その <u>供給する商品及び役務</u> について消費者の安全を確保するとともに、その取り扱う商品等について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
6 事業者は、その取り扱う <u>商品等</u> に関し環境の保全に配慮するとともに、当該 <u>商品等</u> について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。	6 事業者は、その取り扱う <u>商品及び役務</u> に関し環境の保全に配慮するとともに、当該 <u>商品及び役務</u> について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
第5条の2～第5条の5 (略) (安全性に疑いのある商品等の立証要求等)	第5条の2～第5条の5 (略) (安全性に疑いのある商品の立証要求等)
第6条 知事は、 <u>商品等（役務の提供に使用される物</u> を含む。以下この節において同じ。)が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認定したときは、 <u>当該商品等を提供する事業者</u> に対し、資料の提出その他の方法により、 <u>当該商品等が安全であること</u> の立証を要求するものとする。	第6条 知事は、 <u>商品（サービス業において使用される商品</u> を含む。以下この節において同じ。)が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認定したときは、 <u>その商品を供給する事業者</u> に対し、資料の提出その他の方法により、 <u>その商品が安全であること</u> の立証を要求するものとする。
2 知事は、事業者が前項に規定する要求に応じない場合においてその理由がないと認定したとき又は事業者が同項の規定により行つた立証によつては当該商品等が安全であることを十分に確認することができないと認定したときは、その事業者に対し、再度立証すべきことを要求するものとする。	2 知事は、事業者が前項に規定する要求に応じない場合においてその理由がないと認定したとき又は事業者が同項の規定により行つた立証によつては当該商品が安全であることを十分に確認することができないと認定したときは、その事業者に対し、再度立証すべきことを要求するものとする。
3・4 (略) (危険な商品等の排除)	3・4 (略) (危険な商品の排除)
第7条 知事は、 <u>商品等がその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうおそれがあり、又は身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある</u> と認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、 <u>当該商品等を提供する事業者</u> に対し、 <u>その製造、販売又は提供を停止すること、製造又は提供の方法を改善すること</u> 等必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告するものとする。	第7条 知事は、 <u>商品がその欠陥により消費者の健康を損なうこととなり、又は身体に危害を及ぼすこととなる</u> と認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、 <u>その商品を供給する事業者</u> に対し、 <u>その商品の改善、供給の停止等必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告するものとする。</u>
2 (略)	2 (略)
第8条 知事は、 <u>商品等がその欠陥により消費者</u>	第8条 知事は、 <u>商品がその欠陥により消費者の</u>

改 正	現 行
<p>の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに<u>当該商品等の名称、当該商品等を提供する事業者の名称等必要な事項を公表しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>公表</u>があつたときは、当該商品等を提供する事業者は、直ちに<u>その製造、販売又は提供の停止等必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>(資料等の提出)</p> <p>第9条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品、役務の提供に使用される物又は商品等に関する<u>資料（次項において「資料等」という。）</u>の提出を求めることができる。</p> <p>2 県は、前項の規定により事業者から<u>資料等</u>の提出を受けたときは、その事業者に対し、正当な補償を行うものとする。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第13条の5 知事は、事業者が第13条の2の規定に違反している疑いがある場合において、消費者に被害が発生することを防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る取引行為、<u>商品等の名称</u>その他に関する必要な情報を提供するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたって<u>提供される</u>契約商品等の購入を内容とする条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>生命又は身体に重大な危害を及ぼすこととなる場合において、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに<u>その商品の品名、その商品を供給する事業者の名称等必要な事項を発表しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>発表</u>があつたときは、当該商品を供給する事業者は、直ちに<u>回収等必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>(商品の提出)</p> <p>第9条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品の提出を求めることができる。</p> <p>2 県は、前項の規定により事業者から<u>商品</u>の提出を受けたときは、その事業者に対し、正当な補償を行うものとする。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第13条の5 知事は、事業者が第13条の2の規定に違反している疑いがある場合において、消費者に被害が発生することを防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る取引行為、<u>品名</u>その他に関する必要な情報を提供するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4（第13条の2、第21条、第27条関係）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたって<u>供給される</u>契約商品等の購入を内容とする条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>6～8 (略)</p>